

役員報酬規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人阪南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、本会定款第18条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項に定める報酬をいう。

（報酬の区分）

第3条 役員に対しては、本会職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 報酬 |
| (2) 常務理事 | 報酬 |
| (3) 監事 | 報酬 |

（報酬の額の算定方法）

第4条 役員には、本会定款第25条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 本会の役員報酬月額は、別表1に定める額とする。
- 3 会長及び常務理事、監事を除く役員に対する報酬は、支給しない。
- 4 新たに役員に就任した場合は、就任日から報酬を支給する。
- 5 役員が退任（死亡を含む）し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 6 月の中途における就任及び退任、または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日、休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する
- 7 計算金額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。

（支給の方法）

第5条 役員報酬は、翌月21日に支払うものとする。なお、支払日が金融機関の休日にあたる場合は、前日に繰り上げて支払うものとする。

（支給の形態）

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公 表）

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改 廃）

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は、令和元年6月20日から施行する。

(第4条関係) 別表1 役員報酬月額

区 分	報 酬 月 額
会 長	30,000円
常務理事	30,000円
監 事 (財務管理に識見を有する者)	25,000円
監 事 (社会福祉事業に識見を有する者)	15,000円